

# 県有施設における再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、奈良県（以下、「発注者」という。）が委託事業者（以下、「受注者」という。）に委託して実施する「県有施設における再生可能エネルギー等導入可能性調査業務委託仕様書」（以下、「本業務」という。）について必要な事項を示したものである。

## 2 業務目的

国において、第6次エネルギー基本計画や地球温暖化対策計画が策定され、再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という）の主力電源化と設備導入・活用の加速化に関して、都道府県の役割や期待されることが具体的に示されている。

本県では「第4次奈良県エネルギービジョン」を策定し、公的部門における再エネ・省エネ設備等の導入を検討することとしており、県有施設での温室効果ガス排出削減を図るとともに、市町村、事業者、県民の模範となる率先実行施策としての可能性を調査することを目的とする。

## 3 業務履行期間

契約締結日の翌日から令和5年1月31日とする。

## 4 業務内容

### (1) 計画準備

業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成する。

### (2) 再エネ導入や省エネルギーに関連する地域条件の整理

奈良県環境総合計画（2021-2025）や第4次奈良県エネルギービジョンなど2030年の削減目標、2050年ゼロカーボン実現を見据えた計画の位置付けを整理し、本県が目指すべき脱炭素化社会に向けた持続可能でレジリエントな施策や方針及びそれらの課題を整理する。

### (3) 2050年ゼロカーボンに向けた率先実行施策の検討

2030年、2050年に向けた二酸化炭素排出量の削減目標を達成するための庁内及び地域における率先実行施策として、県有施設への再エネ・省エネ設備の導入による効果について、市町村、事業者や県民の取り組みに与える効果も考慮して、公民連携や普及促進を検討する。

### (4) 県有施設における再エネ・省エネ設備導入、EV導入を視野に入れた公用車更新計画の整理

県有施設における再エネ・省エネ導入等の可能性（ポテンシャル）を把握する。

① 再エネ設備導入にあたっては、主に太陽光発電設備導入に関する諸条件や電力需要への対応、災害時の活用について整理する。

② 省エネについては、照明機器のLED化や空調設備の更新を想定して現状及び課題を整理する。

- ③ 公用車の更新計画を作成し、EV 導入の可能性を整理する。

## (5) 県有施設における太陽光発電設備導入検討

2030 年までに率先実行し、民生部門や産業部門に再エネ導入を普及促進するために、実現性の高い施設（以下、対象施設という。）を対象とした実態調査を行い、災害時における電源確保と CO2 削減に関する導入方法を検討する。

### <対象施設>

県有施設のうち、電力需要、再エネ設備設置スペース、非常用電源確保の必要性などの条件から選定された対象施設のなかでも、実際に率先モデル施設として設備導入がより効果的な施設を調査対象（5～10 施設程度を想定）とする。

### <実態調査例>

- ① 太陽光発電設備設置スペース
- ② 自家消費電力需要
- ③ 施設の構造強度
- ④ 屋根防水
- ⑤ 保守性（メンテナンス）
- ⑥ 施工性
- ⑦ 蓄電池設置スペース
- ⑧ EV 用充電設備設置スペース
- ⑨ 環境効果または周辺環境への影響（外部からの視認性等）

### <導入方法の検討>

- ① 事業実施方法の整理（公設公営、設備のリース、PPA 事業の活用など）

<導入方法の検討>①で検討した各事業実施方法において、以下を整理すること。

- ② 導入スケジュール
- ③ 事業性評価（国等の補助金の活用、PPA 事業の活用などを考慮）
- ④ 事業効果検証（発電量の試算、電力購入削減効果、CO2 削減量の試算、災害時の電力使用例などを検証）

## (6) 再エネ導入施設におけるモデル検討

(4)の検討結果をもとに、施設管理部局と環境部局の協議によって、省エネ、再エネ設備導入、EV インフラ導入の実現可能性が最も高い施設を1箇所選定し、再エネ設備の導入方法、導入規模、概算事業費など基本計画を策定する。

## (7) 2030 年、2050 年に向けた将来像およびロードマップの作成

県有施設における再エネ導入による CO2 削減可能性を推計するとともに、率先実行モデルが民生・産業・運輸分野における事業者や県民に及ぼす効果や連携による事業化を想定し、関係者が共有すべきロードマップを作成する。

## (8) 太陽光発電設備導入マニュアル等の作成

市町村等が太陽光発電設備導入を検討するときに活用できるマニュアルやチェックリスト等を作成する。

## (9) 打ち合わせ・協議および報告書の作成

打ち合わせ・協議は、4回程度とし、初回、納入時のほか、必要に応じて適宜実施する。打ち合わせ・協議の内容は、打ち合わせ記録簿として受託者がとりまとめ、発注者及び受託者が確認のうえ、双方が保管するものとする。また、調査結果を報告書として取りまとめる。

## 5 資料等の貸与

発注者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受注者に貸与するものとする。受注者は発注者の指示に従い、借用書を発注者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を発注者に返却しなければならない。

## 6 成果品の作成及び提出

業務完了後、以下の成果品を提出すること。なお、本業務の成果品については、発注者の検査を受けた後、納品するものとする。

- ① 報告書（簡易製本） 10部
- ② 報告書の概要版 5部
- ③ 打ち合わせ記録
- ④ 上記を収めた電子データ CD-R または DVD-R 2枚

## 7 成果品の納品場所

奈良市登大路町30 奈良県本庁舎2階  
奈良県 水循環・森林・景観環境部 環境政策課 エネルギー・温暖化対策係

## 8 著作権

本業務により作成された成果物の著作権については、契約の中で別途受注者から発注者へ譲渡する旨を定めるものとする。

## 9 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を

適正に履行すること。

(2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用されるものを含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。